

横浜市	産業処分業	Yケリ廃止による品目の変更
-----	-------	---------------

処分業(中間処理・最終処分)

許可自治体	区分	許可番号	許可の年月日	許可の有効年月日	事業の範囲
1 横浜市	産廃	第05620004313号	平成23年4月1日	平成30年3月31日	<p>焼却： 燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、ばいじん 以上13種類</p> <p>中和： 汚泥、廃酸、廃アルカリ 以上3種類</p> <p>破碎： 汚泥(処分する容器の内容物、廃アルカリ乾電池、廃マンガン乾電池に限る)、廃酸(処分する容器の内容物に限る)、廃アルカリ(処分する容器の内容物に限る)、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上11種類</p> <p>還元： 汚泥、廃酸、廃アルカリ 以上3種類</p> <p>不溶化： 汚泥、廃酸、廃アルカリ 以上3種類</p> <p>切断： ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃蛍光灯にかぎる)、廃プラスチック類(廃バッテリー、廃蛍光灯に限る)、金属くず(廃バッテリー、廃蛍光灯に限る)以上3種類</p> <p>蒸留： 汚泥 以上1種類</p> <p>洗浄・分解・回収： 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず以上3種類</p> <p>混練・不溶化： 汚泥、廃プラスチック類(廃蛍光灯、水銀が付着した廃電球、廃液晶バックライトに限る)、金属くず(廃蛍光灯、水銀が付着した廃電球、廃液晶テレビバックライトに限る)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃蛍光灯、水銀が付着した廃電球、廃液晶テレビバックライトに限る) 以上4種類</p> <p>脱水： 汚泥 以上1種類</p> <p>(上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く)</p>



許可自治体	区分	許可番号	許可の年月日	許可の有効年月日	事業の範囲
2 横浜市	特管	第05670004313号	平成23年4月1日	平成30年3月31日	<p>中和： 廃酸(pH2.0以下のもの)に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く)、廃アルカリ(pH12.5以上のもの)に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く)、汚泥(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物)、廃酸(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物)、廃アルカリ(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物) 以上5種類</p> <p>還元： 汚泥(六価クロム化合物)、廃酸(六価クロム化合物)、廃アルカリ(六価クロム化合物) 以上3種類</p> <p>不溶化： 汚泥(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物)、廃酸(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物)、廃アルカリ(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物) 以上3種類</p> <p>焼却： 廃アルカリ(pH12.5以上のもの)、汚泥(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、シクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、テトラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1,4-ジオキサン)、廃アルカリ(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、シクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、テトラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1,4-ジオキサン) 以上3種類</p> <p>洗浄・分解・回収： 廃水銀等 以上1種類</p> <p>(上記物は、いずれも産業廃棄物であるものを除く)</p>



許可自治体	区分	許可番号	許可の年月日	許可の有効年月日	事業の範囲
3 川崎市	産廃	第05720004313号	平成27年11月1日	平成34年10月31日	<p>破碎： 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず 以上3種類 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)</p> <p>焼却： 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず 以上12種類 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)</p> <p>圧縮： 廃プラスチック類 以上1種類 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)</p> <p>破碎・圧縮固化： 廃プラスチック類、金属くず 以上2種類 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)</p> <p>破碎・焼却・溶融： 汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず 以上8種類 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)</p> <p>焼却・溶融： 汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず 以上9種類 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)</p> <p>破碎・焼却： 汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず 以上8種類 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)</p> <p>選別・圧縮： 金属くず 以上1種類 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)</p> <p>破碎分離： 廃プラスチック類、金属くず 以上2種類 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)(スプレー缶に限る)</p> <p>破碎分離・焼却： 汚泥、廃油、廃プラスチック類、金属くず 以上4種類 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)(スプレー缶に限る)</p>



処分業(中間処理・最終処分)

許可自治体	区分	許可番号	許可の年月日	許可の有効年月日	事業の範囲
4 川崎市	特管	第05770004313号	平成28年7月1日	平成35年6月30日	<p>焼却： 廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)、廃アルカリ(水素イオン濃度指数が12.5以上のものに限る。)、感染性産業廃棄物、</p>

						<p>優良</p> <p>特定有害廃油(トリクロロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサン)、 特定有害汚泥(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、テトラム、ベンゼン、1,4-ジオキサン)、 特定有害廃アルカリ(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、テトラム、ベンゼン、1,4-ジオキサン) 以上4種類 焼却・溶融： 感染性産業廃棄物、 特定有害汚泥(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、テトラム、ベンゼン、1,4-ジオキサン) 以上2種類 滅菌： 感染性産業廃棄物 以上1種類 滅菌・焼却： 感染性産業廃棄物 以上1種類 滅菌・焼却・溶融： 感染性産業廃棄物 以上1種類 破碎・分離・焼却： 廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限る) 以上1種類 (スプレー缶に限る)</p>
--	--	--	--	--	--	--

許可自治体	区分	許可番号	許可の年月日	許可の有効年月日	事業の範囲
5 福山市	産廃	第09143004313号	平成22年8月1日	平成29年7月31日	<p>優良</p> <p>焼却： 汚泥(判定基準に適合しないものを除く。)、 廃油、廃プラスチック類(廃容器包装を含み、廃プリント配線板及び自動車等破砕物を除く。)、紙くず、木くず 破碎： 廃プラスチック類(廃容器包装を含み、廃プリント配線板及び自動車等破砕物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず 破碎・造粒： 廃プラスチック類(廃容器包装を含み、廃プリント配線板及び自動車等破砕物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず 造粒： ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)&及び陶磁器くず、 鉾さい(判定基準に適合しないものを除く) 分別・破碎： 廃プラスチック類(廃蛍光灯(廃水銀灯を含む。))に限る。)、 金属くず(廃蛍光灯(廃水銀灯を含む。))に限る。)、 ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)&及び陶磁器くず (廃蛍光灯(廃水銀灯を含む。))に限る。) 中和： 廃酸、廃アルカリ (これらのうち石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 埋立： 燃え殻(判定基準に適合しないものを除く。)、 汚泥(判定基準に適合しないものを除く。)、 廃プラスチック類(廃プリント配線板及び廃容器包装を含み、自動車等破砕物を除く。)、 木くず、金属くず(廃プリント配線板を含み、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃容器包装及び自動車等破砕物を除く。)、 ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)&及び陶磁器くず(廃ブラウン管、廃石膏ボード及び廃容器包装を含み、自動車等破砕物を除く。)、 鉾さい、がれき類、ばいじん(判定基準に適合しないものを除く。) (これらのうち石綿含有産業廃棄物を含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)</p>

許可自治体	区分	許可番号	許可の年月日	許可の有効年月日	事業の範囲
6 福山市	特管	第09173004313号	平成22年8月1日	平成29年7月31日	<p>優良</p> <p>焼却： 感染性産業廃棄物 中和： 廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの)に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)、 廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの)に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)</p>

収集運搬業

許可自治体	区分	許可番号	許可の年月日	許可の有効年月日	取扱う廃棄物の種類
1 北海道	産廃	第00100004313号	平成27年2月2日	平成32年2月1日	汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
2 青森県	産廃	第00201004313号	平成28年1月19日	平成33年1月18日	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (これらのうち、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除き、 石綿含有産業廃棄物であるものを含む。)
3 青森県	特管	第00251004313号	平成28年1月19日	平成33年1月18日	廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)、 廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの)、 廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの)、廃石綿等、 汚泥(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、 有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、 1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、テトラム、シマジン、チオベンカルブ、 ベンゼン、セルソ又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。) 廃酸(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、 有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、 1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、テトラム、シマジン、チオベンカルブ、 ベンゼン、セルソ又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。) 廃アルカリ(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、 有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、 1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、テトラム、シマジン、チオベンカルブ、 ベンゼン、セルソ又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。) 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず
4 岩手県	産廃	第00300004313号	平成28年11月17日	平成33年11月16日	
5 岩手県	特管	第00350004313号	平成28年10月13日	平成33年10月12日	廃PCB等、PCB汚染物(いずれも低濃度PCBに限る)以下岩手県表記 ・廃ポリ塩化ビフェニル等(微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が廃棄物となったものに限る) ・廃ポリ塩化ビフェニル等(ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき5千ミリグラム以下のもの(微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が廃棄物となったものを

収集運搬業

許可自治体	区分	許可番号	許可の年月日	許可の有効年月日	取扱う廃棄物の種類	
					<p>除く。)に限る。)</p> <p>・ポリ塩化ビフェニル汚染物(微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染みこみ、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったものに限る。)</p> <p>・ポリ塩化ビフェニル汚染物(汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該廃棄物に塗布され又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が当該廃棄物一キログラムにつき5ミリグラム以下のもの(微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み付着し、又は封入されたものが廃棄物になったものを除く。)に限る。)</p> <p>・ポリ塩化ビフェニル汚染物(廃プラスチック類のうち、当該廃棄物に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が当該廃棄物一キログラムにつき5ミリグラム以下のもの(微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入された物が廃棄物となったものを除く。)に限る。)</p> <p>・ポリ塩化ビフェニル汚染物(金属くず、陶磁器くず又はがれき類のうち、当該廃棄物に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が当該廃棄物に付着し、又は封入されている物一キログラムにつき5ミリグラム以下のもの(微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入された物が廃棄物となったものを除く。)に限る。)</p>	
6	宮城県	産廃	第00400004313号	平成26年1月30日	平成31年1月29日	<p>燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、動植物性残さ 以上16種類 (これらのうち石綿含有産業廃棄物を含む。廃プラスチック類、金属くず並びにガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破砕物を除く。)</p>
7	宮城県	特管	第00450004313号	平成26年8月19日	平成31年1月29日	<p>廃酸(水素イオン濃度指数(pH)2.0以下のもの)、 廃アルカリ(水素イオン濃度指数(pH)12.5以上のもの)、廃PCB等(低濃度PCBに限る)、 PCB汚染物(低濃度PCBに限る)、廃石棉等、廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類) 燃え殻(かみくず、鉛、六価クロム、砒素、セレン) 汚泥(水銀又はその化合物、かみくず又はその化合物、鉛又はその化合物、 有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、 シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、 チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4ジオキサン、ダイオキシン類を含む のものにより有害なものに限る。)</p> <p>廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、 ベンゼン、1,4ジオキサン) 廃酸(水銀又はその化合物、かみくず又はその化合物、鉛又はその化合物、 六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物) 廃アルカリ(水銀又はその化合物、かみくず又はその化合物、鉛又はその化合物、 六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、 ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、 1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、 ベンゼン、セレン、1,4ジオキサン) 鋳さい(水銀、かみくず、鉛、六価クロム、砒素、セレン) ばいじん(水銀、かみくず、鉛、六価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン)</p>
8	秋田県	特管	第00556004313号	平成27年1月21日	平成32年1月20日	<p>廃PCB等(低濃度PCB廃棄物に係るものに限る。)、 PCB汚染物(低濃度PCBに廃棄物に係るものに限る。)</p> <p>以上2種類</p>
9	山形県	産廃	第0609004313号	平成28年6月14日	平成33年6月13日	<p>汚泥、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等 (これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 自動車等破砕物を除き、石綿含有産業廃棄物を含むものを除く。)</p>
10	山形県	特管	第0659004313号	平成24年5月16日	平成29年5月15日	<p>廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの)、 廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの)、 廃酸(六価クロム化合物) 廃PCB等(低濃度PCBに限る) PCB汚染物(低濃度PCBに限る)</p>
11	福島県	産廃	第00707004313号	平成24年12月26日	平成29年12月25日	<p>燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、 繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、 改築又は除去に伴って生じたものを除く。))及び陶磁器くず、がれき類、 ばいじん、動植物性残さ、鋳さい (これらのうち石綿含有産業廃棄物及び自動車等破砕物を含み、 特別管理産業廃棄物であるものを除く。)、 以上16種類</p>
12	福島県	特管	第00757004313号	平成27年1月23日	平成31年5月31日	<p>廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの) 廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの)、廃石棉等 廃PCB等(微量PCB又は低濃度PCBに汚染されたものに限る。)、 PCB汚染物(微量PCB又は低濃度PCBに汚染されたものに限る。) 廃酸(水銀又はその化合物、かみくず又はその化合物、鉛又はその化合物、 有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、 1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、 ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。) 廃アルカリ(水銀又はその化合物、かみくず又はその化合物、鉛又はその化合物、 有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、 1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、 ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。) 汚泥(水銀又はその化合物、かみくず又はその化合物、鉛又はその化合物、 有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、 1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、 ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。) 廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、 四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、 1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。) 燃え殻(かみくず又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、 砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。) ばいじん(水銀又はその化合物、かみくず又はその化合物、鉛又はその化合物、 六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより 有害なものに限る。)</p>
13	茨城県	産廃	第00801004313号	平成25年1月9日	平成30年1月4日	<p>燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(自動車等破砕物を 除き、石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、 金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (自動車等破砕物を除き、石綿含有産業廃棄物を含む。)、鋳さい、</p>

収集運搬業

許可自治体	区分	許可番号	許可の年月日	許可の有効年月日	取扱う廃棄物の種類	
14	茨城県	特管	第00851004313号	平成27年2月20日	平成29年8月18日	がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん、動植物性残さ 以上16種類 廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類) 廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼンを含むことにより有害なものに限る。) 廃酸(pH2.0以下のもの、又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛またはその化合物、六価クロム化合物を含むことにより有害なものに限る。)、 廃アルカリ(pH12.5以上のもの、又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、テトラメチルシラン、チオベンザルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)、 廃石綿等、 廃ポリ塩化ビフェニル等(低濃度PCB廃棄物に限る。)、 ポリ塩化ビフェニル汚染物(低濃度PCB廃棄物に限る、金属くず:大きさの制限あり。)、 ばいじん(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類)、 燃え殻(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類)、 汚泥(水銀又はその化合物、鉛又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。) 以上10種類
15	栃木県	産廃	第00900004313号	平成25年7月17日	平成30年7月16日	燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃油、銻さい 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、 紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む)、 がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)、ばいじん
16	栃木県	特管	第00950004313号	平成28年11月2日	平成33年1月23日	廃石綿等、廃酸(腐食性)、廃アルカリ(腐食性) 廃PCB等、PCB汚染物(低濃度PCBに限る) 廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4ジオキサン) 汚泥(水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、テトラメチルシラン、チオベンザルブ、ベンゼン、1,4ジオキサン) 廃酸(水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、テトラメチルシラン、チオベンザルブ、ベンゼン、1,4ジオキサン) 廃アルカリ(水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、テトラメチルシラン、チオベンザルブ、ベンゼン、1,4ジオキサン) 燃え殻(カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類)、 ばいじん(水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類) 銻さい(水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン)
17	群馬県	産廃	第01010004313号	平成24年11月17日	平成29年11月16日	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む) 動植物性残さ、ゴムくず、銻さい、ばいじん (以上16種類) <積替え保管を行う> ① 積替え保管の設置場所 群馬県伊勢崎市赤堀鹿島町206番1、207番、208番1 産業廃棄物の種類 汚泥 積替又は保管を行う産業廃棄物の保管能力 保管面積 37㎡ 保管容量 49.7㎡ ② 積替保管の設置場所 群馬県伊勢崎市赤堀鹿島町358番1、360番1、360番3 産業廃棄物の種類 汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ※廃蛍光管、廃乾電池、廃バッテリーに限る 積替又は保管を行う産業廃棄物の保管能力 保管面積 10㎡ 保管容量 36㎡
18	群馬県	特管	第01060004313号	平成28年5月23日	平成33年5月22日	廃油・揮発油等、廃酸・腐食性、廃アルカリ・腐食性、廃PCB等、PCB汚染物、廃石綿等、 特)燃え殻(カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類) 特)汚泥(アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、テトラメチルシラン、チオベンザルブ、ベンゼン、セレン、1,4ジオキサン) 特)廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4ジオキサン) 特)廃酸(アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、テトラメチルシラン、チオベンザルブ、ベンゼン、セレン、1,4ジオキサン) 特)廃アルカリ(アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、テトラメチルシラン、チオベンザルブ、ベンゼン、セレン、1,4ジオキサン) 特)ばいじん(アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類) 以上12種類 <積替え保管を行う> 積替え保管の設置場所 群馬県伊勢崎市赤堀鹿島町358番1、360番1、360番3 特別管理産業廃棄物の種類 廃酸・腐食性、廃アルカリ・腐食性 ※廃バッテリーに限る 積替又は保管を行う産業廃棄物の保管能力 保管面積 2㎡ 保管容量 2㎡
19	埼玉県	産廃	第01102004313号	平成27年11月27日	平成32年11月26日	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、 繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。) 及び陶磁器くず、銻さい、がれき類、動植物性残さ、ばいじん 以上16種類 (廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。))及び

収集運搬業

許可自治体	区分	許可番号	許可の年月日	許可の有効年月日	取扱う廃棄物の種類	
20	埼玉県	特管	第01152004313号	平成27年4月10日	平成32年4月9日	<p>陶磁器くず、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を含む)</p> <p>廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)、 廃酸(pH2.0以下のものに限る。)、廃アルカリ(pH12.5以上のものに限る。)、 廃ポリ塩化ビフェニル等(低濃度PCB廃棄物に限る。)、 ポリ塩化ビフェニル汚染物(低濃度PCB廃棄物に限る。)、 廃石綿等、 廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、 シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン) 汚泥(水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、 ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロ 1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、テトラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン) 廃アルカリ(水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、 ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロ 1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、テトラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン) 廃アルカリ(水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、 ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロ 1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、テトラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン)</p>
21	千葉県	産廃	第01200004313号	平成27年12月19日	平成32年12月18日	<p>汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含み、 自動車等破砕物を除く)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、 金属くず(自動車等破砕物を除く)、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く)、 がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む) 燃え殻、鉱さい、ばいじん (これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)</p>
22	千葉県	特管	第01250004313号	平成29年2月8日	平成34年1月5日	<p>廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)、 廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)、 廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)、 廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物、 廃石綿等、 廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、 1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジオキサン) 汚泥(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、 有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、 シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、 1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、 1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、テトラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、 セレン又はその化合物、 ダイオキシン類、1,4-ジオキサン)、 廃酸(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、 有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、 1,3-ジクロロプロパン、テトラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、 1,4-ジオキサン)、 廃アルカリ(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、 有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、 1,3-ジクロロプロパン、テトラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、 1,4-ジオキサン) 鉱さい(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、 六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物) ばいじん(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、 六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、 ダイオキシン類) 燃え殻(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、 砒素又はその化合物)</p>
23	東京都	産廃	第1300004313号	平成27年9月1日	平成32年8月31日	<p>燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、 繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、 鉱さい、がれき類、ばいじん、 政令第2条第13号該当物(コンクリート固化物及び焼却灰の溶融固化物に限る) (石綿含有産業廃棄物を含む) 以上17種類</p>
24	東京都	特管	第1350004313号	平成25年8月6日	平成30年8月5日	<p>廃油(揮発油類、灯油類、軽油類)、廃酸(pH2.0以下のもの)、 廃アルカリ(pH12.5以上のもの)、廃ポリ塩化ビフェニル等、 ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物(いずれも 低濃度PCBに限る)、 廃石綿等、 燃え殻(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、 砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、 ダイオキシン類)、 汚泥(アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、 鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、 シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、 1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、 1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、テトラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、 セレン又はその化合物、 ダイオキシン類)、 廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、 1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン)、 廃酸(アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、 鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、 シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、 1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、 1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、テトラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、 セレン又はその化合物、 ダイオキシン類)、 廃アルカリ(アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、 鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、 シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、 1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、 1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、テトラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、 セレン又はその化合物、 ダイオキシン類)、 鉱さい(アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、 鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又は その化合物)、 ばいじん(アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、 鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又は その化合物、 ダイオキシン類)</p>

収集運搬業

許可自治体	区分	許可番号	許可の年月日	許可の有効年月日	取扱う廃棄物の種類
25	神奈川県 産廃	第01402004313号 優良	平成22年12月2日	平成29年9月29日	<p>感染性廃棄物 廃水銀等</p> <p>燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、鉱さい、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん、政令13号廃棄物※取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。</p>
26	神奈川県 特管	第01452004313号 優良	平成27年7月1日	平成34年6月30日	<p>廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)、廃酸(pH2.0以下のものに限る。)、廃アルカリ(pH12.5以上のものに限る。)、廃ポリ塩化ビフェニル等(低濃度PCB汚染廃油に限る。)、ポリ塩化ビフェニル汚染物(低濃度PCB汚染物に限る。)、ポリ塩化ビフェニル処理物(低濃度PCB処理物に限る。)、廃石棉等、鉱さい(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物)、ばいじん(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類)、燃え殻(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類)、廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ペンゼン、1,4-ジオキサン)、汚泥(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、テトラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類)、廃酸(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、テトラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類)、廃アルカリ(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、テトラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類)</p> <p>感染性廃棄物、排水銀等</p> <p><積替又は保管を除く></p> <p>燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん、中間処理物 以上17種類 (上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く)</p> <p><積替又は保管を含む></p> <p>廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、紙くず(石綿含有産業廃棄物が付着したものに限り)、木くず(石綿含有産業廃棄物が付着したものに限り)、繊維くず(石綿含有産業廃棄物が付着したものに限り)、金属くず(石綿含有産業廃棄物が付着したものに限り及び廃液晶テレビバックライト及び器具付き証明器具に限る。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む) 以上7種類 (上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く)</p> <p>設置場所：横浜市鶴見区末広町2-1-5、2-2-17 保管面積：13.23m² 保管上限：27.34m³ 保管の高さ等：4.2m ・廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、紙くず(石綿含有産業廃棄物が付着したものに限り)、木くず(石綿含有産業廃棄物が付着したものに限り)、繊維くず(石綿含有産業廃棄物が付着したものに限り)、金属くず(石綿含有産業廃棄物が付着したものに限り)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む) 以上7種類</p> <p>設置場所：横浜市鶴見区末広町2-1-1 保管面積：246m² 保管上限：192.0m³ ・廃プラスチック類(廃液晶テレビバックライト及び器具付き証明器具に限る)、金属くず(廃液晶テレビバックライト及び器具付き証明器具に限る)、ガラスくず及び陶磁器くず(廃液晶テレビバックライト及び器具付き証明器具に限る) 以上3種類</p>
27	横浜市 産廃	第05610004313号 優良	平成23年4月1日	平成30年3月31日	<p>燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、鉱さい、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん、中間処理物 以上17種類 (上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く)</p> <p><積替又は保管を除く></p> <p>燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん、中間処理物 以上17種類 (上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く)</p> <p>設置場所：横浜市鶴見区末広町2-1-5、2-2-17 保管面積：13.23m² 保管上限：27.34m³ 保管の高さ等：4.2m ・廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、紙くず(石綿含有産業廃棄物が付着したものに限り)、木くず(石綿含有産業廃棄物が付着したものに限り)、繊維くず(石綿含有産業廃棄物が付着したものに限り)、金属くず(石綿含有産業廃棄物が付着したものに限り)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む) 以上7種類 (上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く)</p> <p>設置場所：横浜市鶴見区末広町2-1-1 保管面積：246m² 保管上限：192.0m³ ・廃プラスチック類(廃液晶テレビバックライト及び器具付き証明器具に限る)、金属くず(廃液晶テレビバックライト及び器具付き証明器具に限る)、ガラスくず及び陶磁器くず(廃液晶テレビバックライト及び器具付き証明器具に限る) 以上3種類</p>
28	横浜市 特管	第05660004313号	平成28年4月1日	平成33年3月31日	<p>廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)、廃酸(pH2.0以下のものに限る。)、廃アルカリ(pH12.5以上のものに限る。)、廃ポリ塩化ビフェニル等(低濃度PCB汚染廃油に限る。)、ポリ塩化ビフェニル汚染物(低濃度PCB汚染物に限る。)、ポリ塩化ビフェニル処理物(低濃度PCB処理物に限る。)、廃石棉等、鉱さい(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物)、ばいじん(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類)、燃え殻(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類)、廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ペンゼン、1,4-ジオキサン)、汚泥(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、テトラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類)、廃酸(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、テトラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類)</p>

収集運搬業

許可自治体	区分	許可番号	許可の年月日	許可の有効年月日	取扱う廃棄物の種類	
					1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、 1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、 1,4-ジオキサン、ダイオキシン類)、 廃アルカリ(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、 有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、 1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、 1,4-ジオキサン、ダイオキシン類) 感染性廃棄物、排水銀等 <積替保管を含む> 廃酸(pH2.0以下のもの、廃バッテリーに限り、特定有害産業廃棄物である物を除く) 廃アルカリ(pH12.5以上のもの、廃バッテリーに限り、特定有害産業廃棄物である物を除く。 廃PCB等(低濃度のものに限る)、PCB汚染物(低濃度のものに限る)、PCB処理物(低濃度 のものに限る)以上5種類 事業場 神奈川県横浜市鶴見区末広町2丁目1番5外 横浜エコクリーン 廃PCB等(低濃度のものに限る)、PCB汚染物(低濃度のものに限る)、PCB処理物(低濃度 のものに限る)以上3種類 保管面積:74.58㎡ 保管上限:51.74㎡ 事業場 神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目14番5 金沢リサイクル工場 廃酸(pH2.0以下のもの、廃バッテリーに限り、特定有害産業廃棄物である物を除く。)、 廃アルカリ(pH12.5以上のもの、廃バッテリーに限り、特定有害産業廃棄物である物を除く。) 保管面積 1.24㎡ 保管上限 0.87㎡	
29	新潟県	産廃	第01509004313号	平成27年8月8日	平成32年8月7日	廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 (以上、石綿含有産業廃棄物を含む。) 汚泥、金属くず
30	新潟県	特管	第01559004313号	平成24年10月16日	平成29年10月15日	廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。)、廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5 以上のものに限る。) 廃石綿等 廃PCB等(低濃度PCBに限る) PCB汚染物(低濃度PCBに限る)
31	富山県	産廃	第01603004313号	平成24年3月22日	平成29年3月21日	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、 がれき類、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、 ゴムくず、鋳さい、ばいじん (これらのうち自動車等破砕物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物で あるものを含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以上16種類
32	富山県	特管	第01653004313号	平成24年3月22日	平成29年3月21日	廃石綿等 ばいじん(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物 砒素又はその化合物、セレン又はその化合物) 燃え殻(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物 砒素又はその化合物、セレン又はその化合物) 廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、 シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3ジクロロプロパン、ベンゼン) 汚泥(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物 シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、 1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン) 廃酸(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、 有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、 1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物) 廃アルカリ(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、 有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、 1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物) 廃PCB等(微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が廃棄物になったもの、ポリ塩化ビフェニルの 濃度が5、000mg/kg以下のもの) PCB汚染物(微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が廃棄物になったもの、ポリ塩化ビフェニル 濃度が5、000mg/kg以下の汚染物)
33	石川県	産廃	第01706004313号	平成24年3月30日	平成29年3月29日	廃プラスチック類※、金属くず※、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず※、 がれき類 (※:自動車等破砕物であるものを除く。) これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除き 石綿含有産業廃棄物であるものを含む。 以上4種類
34	石川県	特管	第01756004313号	平成28年9月6日	平成29年3月29日	廃石綿等 廃PCB等(高濃度PCBをのぞく) PCB汚染物(高濃度PCBをのぞく)
35	福井県	産廃	第1805004313号	平成29年3月12日	平成34年3月11日	廃プラスチック類、金属くず、「ガラスくず・コンクリートくず(工作物の 新築・改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず」、 がれき類 (自動車等破砕物を除く。)(石綿含有産業廃棄物を含む。) 以上4種類
36	福井県	特管	第1855004313号	平成29年3月12日	平成34年3月11日	廃石綿等、 廃PCB等(低濃度PCB廃棄物に限る。)、PCB汚染物(低濃度PCBに限る。)
37	山梨県	産廃	第01900004313号	平成29年1月10日	平成34年1月9日	汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、 紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。) 及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。) がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。) 以上10種類 上記のものは、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。
38	山梨県	特管	第01950004313号	平成29年1月10日	平成34年1月9日	廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。)、 廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。)、 廃石綿等、 汚泥(アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、 鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物)、 廃酸(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、 砒素又はその化合物)、 廃アルカリ(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、 砒素又はその化合物) 廃PCB等((1)電気機器又はOFケーブル(PCBを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケ ーブルを除く。)に使用された絶縁油であって、微量のPCBによって汚染されたものが廃棄物と なったもの、(2)廃PCB等のうちPCB濃度が廃PCB等1kgにつき5,000mg以下のもので微量 PCB汚染絶縁油を除いたものに限る。) PCB汚染物((1)微量PCB汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたもの が廃棄物となったもの、(2)PCB汚染物のうち、次に掲げるもので微量PCB汚染物を除いた

収集運搬業

許可自治体	区分	許可番号	許可の年月日	許可の有効年月日	取扱う廃棄物の種類	
					もの・汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず、又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだPCBの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず1kgにつき5,000mg以下のもの。・廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているPCBの量が廃プラスチック類1kgにつき5,000mg以下のもの。 ・金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破その他これに類する不要物(以下「金属くず等」という。)のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているPCBの量が金属くず等に付着し、又は封入されている物1kgにつき5,000mg以下のものに限る。)	
39	長野県	産廃	第2009004313号	平成28年9月9日	平成33年9月8日	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、鉱さい、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破砕物を除く。)、以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。
40	長野県	特管	第2059004313号	平成24年3月30日	平成29年3月29日	廃石綿等、 廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)、 汚泥(水銀又はその化合物、ガドリウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)、 廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの、水銀又はその化合物、ガドリウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)、 廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの、水銀又はその化合物、ガドリウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。) 廃PCB等(低濃度PCB廃棄物※に限る) PCB汚染物(低濃度PCB廃棄物※に限る) ※「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドラインによる)
41	岐阜県	産廃	第02100004313号	平成26年2月8日	平成31年2月7日	汚泥、金属くず(上記2品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。)、 廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。及び陶磁器くず、がれき類(上記3品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。)) 廃酸、廃アルカリ 以上7種類
42	岐阜県	特管	第02150004313号	平成28年1月24日	平成33年1月23日	腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害廃石綿等、 特定有害汚泥(シアンを含むもの)、特定有害廃酸(鉛を含むもの)、 特定有害廃アルカリ(鉛を含むもの) 以上6種類
43	静岡県	産廃	第02201004313号	平成28年9月13日	平成33年9月12日	廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、 金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む)、 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず 以上10品目
44	静岡県	特管	第02252004313号	平成28年9月13日	平成33年9月12日	引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、 感染性産業廃棄物 廃PCB等(微量PCB汚染絶縁油に限る。) PCB汚染物(低濃度PCB廃棄物に限る。)、特定有害廃アルカリ (1,4-ジオキサンを含むものに限る) 以上6品目
45	愛知県	産廃	第02300004313号	平成25年5月21日	平成30年5月20日	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、 ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。及び陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、 鉱さい、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、 ダスト類 以上11品目
46	愛知県	特管	第02350004313号	平成26年12月2日	平成29年5月22日	腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害 廃石綿等 特定有害 廃油 1,4-ジオキサン、特定有害 廃アルカリ 1,4-ジオキサン 特定有害廃PCB等(※)、特定有害PCB汚染物(※)、特定有害PCB処理物(※) (※:微量PCB汚染廃電気機器等及び低濃度PCB含有廃棄物に限る。) 以上8品目
47	三重県	産廃	第02400004313号	平成25年8月27日	平成30年8月26日	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、 金属くず、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を含む。)、 鉱さい、 がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、 ばいじん 以上15種類 ※「ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。))及び陶磁器くず」をいう。
48	三重県	特管	第02450004313号	平成28年8月25日	平成32年1月17日	特定有害燃え殻(ガドリウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、 ダイオキシン類を含むものに限る。)、 特定有害汚泥(水銀又はその化合物、ガドリウム又はその化合物、 鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、 シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、 1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、 1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、 セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むものに限る。)、 特定有害廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、 1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、 1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼンを含むものに限る。)、 引火性廃油、 特定有害廃酸(水銀又はその化合物、有機燐化合物、砒素又はその化合物、 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、 1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、 ダイオキシン類を含むものに限る。)、 腐食性廃酸、 特定有害廃アルカリ(水銀又はその化合物、有機燐化合物、 砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、 四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、 1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、 チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むものに限る。)、 腐食性廃アルカリ、 特定有害ばいじん(水銀又はその化合物、ガドリウム又はその化合物、

収集運搬業

許可自治体	区分	許可番号	許可の年月日	許可の有効年月日	取扱う廃棄物の種類	
					鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むものに限る。)、 廃PCB等(低濃度PCBに限る) PCB汚染物(低濃度PCBに限る) PCB処理物(低濃度PCBに限る) 特定有害廃石綿等 以上92種類	
49	滋賀県	産廃	第02501004313号	平成25年1月7日	平成30年1月6日	汚泥(無機性汚泥に限る)、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)、及び陶磁器くず、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物(石綿含有産業廃棄物を含む) 以上10項目
50	京都府	産廃	第02600004313号	平成25年11月20日	平成30年11月19日	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上4種類 (これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。)
51	京都府	特管	第02650004313号	平成24年3月22日	平成29年3月21日	廃石綿等 以上1種類
52	大阪府	産廃	第02700004313号	平成26年1月6日	平成31年1月5日	汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず(石綿含有産業廃棄物を除く。) 以上4種類
53	大阪府	特管	第02750004313号	平成28年9月21日	平成33年9月20日	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、銻さい、ばいじん、感染性産業廃棄物、 廃石綿等、 廃PCB等(低濃度PCBに限る) PCB汚染物(低濃度PCBに限る) 廃水銀等 以上12種類 特定有害産業廃棄物は以上の許可にて運搬可能。(大阪府)
54	兵庫県	産廃	第02804004313号	平成24年3月31日	平成29年3月30日	汚泥、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く)、金属くず、ガラスくず、 コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く)、銻さい 以上5種類
55	奈良県	産廃	第02900004313号	平成24年8月24日	平成29年8月23日	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、 紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、 ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を含む)、銻さい、 工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片 その他これに類する不要物(石綿含有産業廃棄物を含む)、 ばいじん 以上12種類
56	奈良県	特管	第02950004313号	平成28年10月5日	平成33年10月4日	廃石綿等 以上1種類
57	和歌山県	産廃	第03000004313号	平成24年6月22日	平成29年6月21日	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、がれき類 以上4種類 (廃プラスチック類、ガラスくず、がれき類は、石綿含有産業廃棄物を含む。)
58	和歌山県	特管	第03050004313号	平成24年6月22日	平成29年6月21日	廃石綿等 以上1種類
59	鳥取県	特管	第03154004313号	平成26年11月4日	平成31年11月3日	廃PCB等(微量PCB及び低濃度PCBに限る。)、 PCB汚染物(微量PCB及び低濃度PCBに限る。) 以上2種類
60	鳥根県	産廃	第3200004313号	平成29年3月16日	平成34年3月15日	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、がれき類 以上4品目 石綿含有産業廃棄物であるものを含み特別管理産業廃棄物であるものを除く
61	鳥根県	特管	第3250004313号	平成29年3月16日	平成34年3月15日	廃石綿等 以上1種類
62	岡山県	産廃	第03304004313号	平成26年8月2日	平成31年8月1日	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、 繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。)-陶磁器くず、銻さい、がれき類、ばいじん、 産業廃棄物処理物 以上17種類 (これらのうち自動車等破砕物を除き、石綿含有産業廃棄物を含む。)
63	岡山県	特管	第03354004313号	平成29年3月28日	平成34年3月27日	廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下の廃バッテリーに限る。)、廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以下の廃バッテリーに限る。)、廃PCB等(低濃度PCBに限る)、 PCB汚染物(低濃度PCBに限る)、廃石綿等 以上5種類
64	広島県	産廃	第03407004313号	平成28年6月4日	平成33年6月3日	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、 ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は 除去に伴って生じたものを除く。)-陶磁器くず及びがれき類 (これらのうち鉛蓄電池の電極、廃容器包装(廃プラスチック類に限る。))及び 石綿含有産業廃棄物を含み、廃プリント配線板、廃ブラウン管、鉛製の管 又は板、廃石膏ボード、自動車等破砕物、判定基準に適合しないもの及び 特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
65	広島県	特管	第03457004313号	平成25年4月14日	平成30年4月13日	廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、 ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、 1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン及びベンゼンを含むことにより有害なものに限る。)、 廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの並びに水銀又はその化合物、 かドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、 砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、 四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、 1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、 ベンゼン及びセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)、 廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの並びに水銀又はその化合物、 かドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、 砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、 四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、 1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、 ベンゼン及びセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)、 廃石綿等、汚泥(水銀又はその化合物、かドミウム又はその化合物、 鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、 シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、 1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、 1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、 ベンゼン及びセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)
66	福山市	産廃	第09113004313号	平成29年3月16日	平成36年3月15日	<積替え・保管を含む。> 汚泥(廃乾電池に限る。)、 廃プラスチック類(廃蛍光灯(廃水銀灯を含む。))に限る。)、 金属くず(廃乾電池及び廃蛍光灯(廃水銀灯を含む。))に限る。)、 ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた ものを除く。)&及び陶磁器くず(廃蛍光灯(廃水銀灯を含む。))に限る。) 設置場所：福山市箕沖町115番1 保管面積：24m2 ・廃プラスチック類(廃蛍光灯(廃水銀灯を含む。))に限る。)、 金属くず(廃蛍光灯(廃水銀灯を含む。))に限る。)、 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(廃蛍光灯 (廃水銀灯を含む。))に限る。)



収集運搬業

許可自治体	区分	許可番号	許可の年月日	許可の有効年月日	取扱う廃棄物の種類
					<p>設置場所：福山市箕沖町115番1 保管面積：16.2m² ・汚泥(廃乾電池に限る。) ・金属くず(廃乾電池に限る。) <積替え・保管は含まない。> 汚泥(判定基準に適合しないものを除く。)、廃油、廃酸、廃アルカリ、 廃プラスチック類(廃容器包装を含み、廃プリント配線板及び自動車等 破砕物を除く。)、ゴムくず、金属くず(鉛蓄電池の電極及び廃容器包装を 含み、廃プリント配線板、鉛製の管又は板及び自動車等破砕物を除く。)、 ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って 生じたものを除く。)及び陶磁器くず(廃プラウ管及び廃容器包装を含み、 廃石膏ボード及び自動車等破砕物を除く。)、鋸さい、がれき類 (これらのうち石綿含有産業廃棄物を含み、特別管理産業廃棄物である ものを除く。)</p>
67	山口県	産廃 第03500004313号	平成28年6月12日	平成33年6月11日	<p>廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、 陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類 (これらは、石綿含有産業廃棄物であるものを含み、 特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以上12種類</p>
68	山口県	特管 第03550004313号	平成28年6月12日	平成33年6月11日	<p>汚泥(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、 有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、 1,3-ジクロロプロパン、テトラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又は その化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)、 廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、 四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、 1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼンを含む ことのみにより有害なものに限る。)、 廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの、水銀又はその化合物、 カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、 六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、 シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、 テトラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むこと のみにより有害なものに限る。)、 廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの、水銀又はその化合物、 カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、 六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、 シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、 テトラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むこと のみにより有害なものに限る。)、 廃石膏等、廃PCB等(低濃度PCBに限る)、 PCB汚染物(低濃度PCBに限る) 以上7種類</p>
69	香川県	産廃 第03700004313号	平成26年12月15日	平成31年12月14日	<p>汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (ただし、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器 くずにあつては、自動車等破砕物を除き、廃プラスチック類、ガラスくず、 コンクリートくず及び陶磁器くずにあつては、石綿含有産業廃棄物を除く。)</p>
70	愛媛県	特管 第3857004313号	平成27年7月1日	平成32年6月30日	<p>廃PCB等(低濃度PCBに限る。)、 PCB汚染物(低濃度PCBに限る。) 以上2種類</p>
71	福岡県	産廃 第04000004313号	平成27年1月14日	平成32年1月13日	<p>廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等 (以上3品目については自動車等破砕物を除く。) 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、 鋸さい、がれき類、ばいじん(廃プラスチック類、ガラスくず等、がれき類について は、石綿含有産業廃棄物を含む) 以上15種類</p>
72	福岡県	特管 第04050004313号	平成25年9月4日	平成30年9月3日	<p>廃油(揮発油類・灯油類・軽油類、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、 四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、 1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン)、 廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの、水銀又はその化合物、 カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、 砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、 四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、 1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、テトラム、シマジン、 チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物)、 廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの、水銀又はその化合物、 カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、 砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、 四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、 1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、テトラム、シマジン、 チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物)、 廃ポリ塩化ビフェニル等(次に掲げるものに限る。) (1)電気機器又はOFケーブル(ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又は OFケーブルを除く。)に使用された絶縁油であつて、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染 されたものが廃棄物となつたもの (2)ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等1キログラムにつき5,000ミリグラム 以下のもの((1)に掲げるものを除く) ポリ塩化ビフェニル汚染物(次に掲げるものに限る。) (1)電気機器又はOFケーブル(ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又は OFケーブルを除く。)に使用された絶縁油であつて、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染 されたものが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となつたもの (2)汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずを塗布 され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず1キロ グラムにつき5,000ミリグラム以下のもの((1)に掲げるものを除く。) (3)廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化 ビフェニルの量が廃プラスチック類1キログラムにつき5,000ミリグラム以下のもの ((1)に掲げるものを除く。) 廃石膏等 汚泥(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、 有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、 1,3-ジクロロプロパン、テトラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物)、</p>
73	長崎県	産廃 第04200004313号	平成25年2月28日	平成30年2月27日	<p>汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、 ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類</p>

収集運搬業

許可自治体	区分	許可番号	許可の年月日	許可の有効年月日	取扱う廃棄物の種類
					(石綿含有産業廃棄物を含む。)(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く) 以上12種類
74	長崎県	特管 第04250004313号	平成25年2月28日	平成30年2月27日	<p>・廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類、又は特定有害産業廃棄物のうちトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼンのいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)</p> <p>・廃酸(pH2.0以下のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)</p> <p>・廃アルカリ(pH12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)</p> <p>・廃石綿等・汚泥(特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。) 以上5種類</p>
75	沖縄県	産廃 第04704004313号	平成29年2月21日	平成34年2月20日	<p>燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、 紙くず(石綿含有産業廃棄物を含む)、 木くず(石綿含有産業廃棄物を含む)、 繊維くず(石綿含有産業廃棄物を含む)、 動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む)、 鉱さい、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)、ばいじん、 産業廃棄物の処理物(第13号廃棄物)</p> <p>これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。積替保管を含まない。</p>
76	沖縄県	特管 第04754004313号	平成29年2月21日	平成34年2月20日	<p>廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物に限る。 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、 1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジオキサン)</p> <p>廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は特定有害産業廃棄物に限る。 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、 六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、 シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、 チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4ジオキサン、ダイオキシン類)</p> <p>廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物に限る。 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、 六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、 シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、 チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4ジオキサン、ダイオキシン類)</p> <p>燃え殻(特定有害産業廃棄物に限る。 カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、 砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類。 汚泥(特定有害産業廃棄物に限る。 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、 六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、 シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、 チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4ジオキサン、ダイオキシン類)</p> <p>鉱さい(特定有害産業廃棄物に限る。 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、 砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類)</p> <p>ばいじん(特定有害産業廃棄物に限る。 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、 砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4ジオキサン、ダイオキシン類)</p> <p>感染性産業廃棄物、廃水銀等及び当該廃水銀等を処分するために処理したもの、 廃石綿等、廃PCB等(低濃度のものに限る)、PCB汚染物(低濃度のものに限る)、 PCB処理物(低濃度のものに限る) 積替保管を含まない。</p>

許可種類	区分	許可数
処分業	産廃 政令市、中核市	3
	特管 政令市、中核市	3
	計	6
収集運搬業	産廃 都道府県	37
	政令市、中核市	2
	計	39
	特管 都道府県	36
	政令市、中核市	1
	計	37
収集運搬業 計	76	
処理業許可 合計		82

廃棄物処理施設 設置許可一覧表

2017年3月8日

JFE環境株式会社

横浜市	第10256号	廃止
	第10258号	廃止
	第10308号	廃止

廃棄物処理施設設置許可

許可自治体	区分	許可番号	対象施設	許可年月日	施設の概要
1 横浜市	産廃	第10101号	ケミカル工場 T-103 t-107 中和施設 (横浜市資産指令第6007号)	平成27年10月27日 (変更)	施設の種類 : 廃酸・廃アルカリの中和施設 廃棄物の種類 : 廃酸・廃アルカリ 設置場所 : 横浜市鶴見区弁天町3番地1 処理能力 : 696m ³ /日(24時間) 、 29m ³ /時間
2 横浜市	産廃	第10102号	ケミカル工場 F-105 脱水施設 (横浜市環境保指令第6010号)	平成27年10月27日 (変更)	施設の種類 : 汚泥の脱水施設 廃棄物の種類 : 汚泥 設置場所 : 横浜市鶴見区弁天町3番地1 処理能力 : 461.52m ³ /日(24時間) 、 19.23m ³ /時間
3 横浜市	産廃	第10103号	ケミカル工場 F-114 脱水施設 (横浜市環境保指令第6011号)	平成27年10月27日 (変更)	施設の種類 : 汚泥の脱水施設 廃棄物の種類 : 汚泥 設置場所 : 横浜市鶴見区弁天町3番地1 処理能力 : 461.52m ³ /日(24時間) 、 19.23m ³ /時間
4 横浜市	産廃	第10104号	ケミカル工場 T-212-2 中和施設 (横浜市資産指令第6008号)	平成27年10月27日 (変更)	施設の種類 : 廃酸・廃アルカリの中和施設 廃棄物の種類 : 廃酸・廃アルカリ 設置場所 : 横浜市鶴見区弁天町3番地1 処理能力 : 190m ³ /日(24時間) 、 7.92m ³ /時間
5 横浜市	産廃	第10105号	ケミカル工場 F-206 脱水施設 (横浜市環境保指令第6012号)	平成27年10月27日 (変更)	施設の種類 : 汚泥の脱水施設 廃棄物の種類 : 汚泥 設置場所 : 横浜市鶴見区弁天町3-1 処理能力 : 420.96m ³ /日(24時間) 、 17.54m ³ /時間
6 横浜市	産廃	第10106号	ケミカル工場 F-311 脱水施設 (横浜市環境保指令第6013号)	平成27年10月27日 (変更)	施設の種類 : 汚泥の脱水施設 廃棄物の種類 : 汚泥 設置場所 : 横浜市鶴見区弁天町3番地1 処理能力 : 380.4m ³ /日(24時間) 、 15.85m ³ /時間
7 横浜市	産廃	第10296号	ケミカル工場 Z-807(バイオ) 脱水施設 (横浜市資産指令第6014号)	平成27年10月27日 (変更)	施設の種類 : 汚泥の脱水施設 廃棄物の種類 : 汚泥 設置場所 : 横浜市鶴見区弁天町3番地1 処理能力 : 192m ³ /日(24時間) 、 8m ³ /時間
横浜市	産廃	第10256号	Yクリン工場 破砕施設 (横浜市資産指令第6015号)	平成29年3月8日 (廃止)	施設の種類 : 破砕施設 廃棄物の種類 : 廃プラスチック類・木くずがれき類 設置場所 : 横浜市鶴見区末広町三丁目1-5、2-17 処理能力 : 廃プラスチック類 43.68t/日(24時間) 、 1.82t/時間 木くず 118.08t/日(24時間) 、 4.92t/時間 がれき類 320.88t/日(24時間) 、 13.37t/時間
横浜市	産廃	第10258号	Yクリン工場 破砕施設 (横浜市資産指令第6016号)	平成29年3月8日 (廃止)	施設の種類 : 破砕施設 廃棄物の種類 : 廃プラスチック類・木くずがれき類 設置場所 : 横浜市鶴見区末広町三丁目1-5、2-17 処理能力 : 廃プラスチック類 114.24t/日(24時間) 、 4.76t/時間 木くず 166.08t/日(24時間) 、 6.92t/時間 がれき類 623.04t/日(24時間) 、 25.96t/時間
横浜市	産廃	第10308号	Yクリン工場 破砕施設 (横浜市資産指令第6017号)	平成29年3月8日 (廃止)	施設の種類 : 破砕施設 廃棄物の種類 : 廃プラスチック類 設置場所 : 横浜市鶴見区末広町三丁目1-5、2-17 処理能力 : 22.8t/日(24時間) 、 0.95t/時間
8 横浜市	産廃	第10309号	横浜エコクリーン 工場 焼却施設 (横浜市資産指令第6004号)	平成22年5月19日	施設の種類 : 焼却施設 廃棄物の種類 : 汚泥・廃油・廃プラスチック・その他の産業廃棄物 設置場所 : 横浜市鶴見区末広町二丁目1番5ほか 処理能力 : 汚泥 166m ³ /日、廃油 100.8m ³ /日、廃プラ 71.2t/日、その他 200t/日
12 横浜市	産廃	第10310号	横浜エコクリーン 工場 破砕施設 (横浜市資産指令第6005号)	平成22年5月19日	施設の種類 : 破砕施設 廃棄物の種類 : 廃プラスチック・木くず 設置場所 : 横浜市鶴見区末広町二丁目1番5ほか 処理能力 : 廃プラ 139.2t/日、木くず 172.8t/日
13 横浜市	一廃	第2023号	横浜プラスチック リサイクル工場 (横浜市資一指令11号)	平成24年3月1日 (平成26年5月12日) 代表者変更のため再交付	施設の種類 : 圧縮・梱包 廃棄物の種類 : 容器包装リサイクル法に係る廃プラスチック 設置場所 : 横浜市鶴見区末広町二丁目1番8、3番5、3番6 処理能力 : 136.8t/日
14 横浜市	一廃	第2043号	マテリアル 蛍光灯工場 (横浜市資一指令12号)	平成24年3月1日 (平成26年5月12日) 代表者変更のため再交付	施設の種類 : 破砕施設 廃棄物の種類 : 廃蛍光灯 設置場所 : 横浜市鶴見区末広町二丁目1番8 処理能力 : 18.74t/日 許可の条件 : 処理に伴う一般廃棄物の保管量は599.5m ³ 以内とする (内訳:処理前廃棄物572.7m ³ 、中間処理物7.2m ³ 、処理後廃棄物19.6m ³)
15 横浜市	一廃	第2044号	マテリアル 蛍光灯工場 (横浜市資一指令13号)	平成24年3月1日 (平成26年5月12日) 代表者変更のため再交付	施設の種類 : 破砕施設 廃棄物の種類 : 廃蛍光灯 設置場所 : 横浜市鶴見区末広町二丁目1番8 処理能力 : 20.54t/日 許可の条件 : 処理に伴う一般廃棄物の保管量は599.5m ³ 以内とする (内訳:処理前廃棄物572.7m ³ 、中間処理物7.2m ³ 、処理後廃棄物19.6m ³)

廃棄物処理施設設置許可

許可自治体	区分	許可番号	対象施設	許可年月日	施設の概要
横浜市	一廃	第2045号	マテリアル 乾電池工場 (横浜市資一指令14号)	平成24年3月1日 (平成26年5月12日) 代表者変更のため再交付	施設の種類 : 選別施設 廃棄物の種類 : 廃乾電池(廃アルカリ乾電池、廃マンガン乾電池に限る) 設置場所 : 横浜市鶴見区末広町二丁目1番8 処理能力 : 14.4t/日 許可の条件 : 処理に伴う一般廃棄物の保管量は65.2m ³ 以内とする (内訳:処理前廃棄物24.4m ³ 、処理後廃棄物40.8m ³)
横浜市	一廃	第2046号	マテリアル 乾電池工場 (横浜市資一指令15号)	平成24年3月1日 (平成26年5月12日) 代表者変更のため再交付	施設の種類 : 破碎施設 廃棄物の種類 : 廃乾電池(廃アルカリ乾電池、廃マンガン乾電池に限る) 設置場所 : 横浜市鶴見区末広町二丁目1番8 処理能力 : 7.29t/日 許可の条件 : 処理に伴う一般廃棄物の保管量は65.2m ³ 以内とする (内訳:処理前廃棄物24.4m ³ 、処理後廃棄物40.8m ³)
横浜市	産廃	第10328号	ケミカル工場 T-205 中和施設 (横浜市資産指令第6009号)	平成27年10月27日 (変更)	施設の種類 : 廃酸・廃アルカリの中和施設 廃棄物の種類 : 廃酸・廃アルカリ 設置場所 : 横浜市鶴見区弁天町3-1 処理能力 : 348m ³ /日 (24時間)、14.5m ³ /時
横浜市	産廃	第10329号	ケミカル工場 パイオ施設での中和 (横浜市資産指令第6004号)	平成24年8月2日	施設の種類 : 廃酸・廃アルカリの中和施設 廃棄物の種類 : 廃酸・廃アルカリ 設置場所 : 横浜市鶴見区弁天町3-1 処理能力 : 223m ³ /日 (24時間)、9.29m ³ /時
横浜市	産廃	第10349号	ケミカル工場 M-902 中和施設 (横浜市資産指令第6004号)	2015年10月27日	施設の種類 : 廃酸・廃アルカリの中和施設 廃棄物の種類 : 廃酸・廃アルカリ 設置場所 : 横浜市鶴見区弁天町3-1 処理能力 : 72m ³ /日(24時間)、3m ³ /時間
横浜市	産廃	第10350号	ケミカル工場 T-304 中和施設 (横浜市資産指令第6005号)	2015年10月27日	施設の種類 : 廃酸・廃アルカリの中和施設 廃棄物の種類 : 廃酸・廃アルカリ 設置場所 : 横浜市鶴見区弁天町3-1 処理能力 : 87.3m ³ /日(24時間)、3.64m ³ /時間
横浜市	産廃	第10351号	ケミカル工場 T-308 中和施設 (横浜市資産指令第6006号)	2015年10月27日	施設の種類 : 廃酸・廃アルカリの中和施設 廃棄物の種類 : 廃酸・廃アルカリ 設置場所 : 横浜市鶴見区弁天町3-1 処理能力 : 145.2m ³ /日(24時間)、6.05m ³ /時間
横浜市	一廃	第2058号	ケミカル工場 選別施設 (横浜市資一指令第126号)	2016年3月30日	施設の種類 : 選別施設 廃棄物の種類 : 廃乾電池(廃アルカリ乾電池、廃マンガン乾電池に限る) 設置場所 : 横浜市鶴見区弁天町3番地1 処理能力 : 19.2t/日 (16時間稼働) 許可の条件 : 処理に伴う一般廃棄物の保管量は37.6m ³ 以内とする (内訳:処理前廃棄物16.8m ³ 、処理後廃棄物20.8m ³)
横浜市	一廃	第2059号	ケミカル工場 破碎施設 (横浜市資一指令第127号)	2016年3月30日	施設の種類 : 破碎施設 廃棄物の種類 : 廃乾電池(廃アルカリ乾電池、廃マンガン乾電池に限る) 設置場所 : 横浜市鶴見区弁天町3番地1 処理能力 : 15.2t/日(16時間稼働) 許可の条件 : 処理に伴う一般廃棄物の保管量は37.6m ³ とする。 (内訳:処理前廃棄物 16.8m ³ 、処理後廃棄物 20.8m ³)
横浜市	一廃	第2060号	ケミカル工場 混練不溶化施設 (横浜市資一指令第128号)	2016年3月30日	施設の種類 : 混練不溶化施設 廃棄物の種類 : 廃蛍光灯、水銀の付着した廃電球 設置場所 : 横浜市鶴見区弁天町3番地1 処理能力 : 10.4t/日 (16時間稼働) 許可の条件 : 処理に伴う一般廃棄物の保管量は40m ³ 以内とする。 (内訳:処理前廃棄物 10m ³ 、処理後廃棄物 30m ³)
川崎市	産廃	第1133号	ペット工場 (川崎市指令環廃第1003号)	平成15年10月1日	施設の種類 : 廃プラスチック類の破碎施設 廃棄物の種類 : 廃プラスチック類 設置場所 : 川崎市川崎区水江町699番地38他 処理能力 : 48t/日(24時間稼働)
川崎市	一廃	第19号	ペット工場 (川崎市指令環廃第365号)	平成13年7月11日	施設の種類 : 廃プラスチック類の破碎、選別施設 廃棄物の種類 : 廃プラスチック類(ペットボトル) 設置場所 : 川崎市川崎区水江町699番地38他 処理能力 : 48t/日(24時間稼働)
川崎市	一廃	第23号	缶・ペット工場 (川崎市指令環廃第1111号)	平成14年12月13日	施設の種類 : 選別・圧縮施設 廃棄物の種類 : 可燃ごみ(廃プラスチック類)、 不燃ごみ(金属屑、ガラス及び陶磁器屑) 設置場所 : 川崎市川崎区水江町699番地58他 処理能力 : 38.4t/日(12時間稼働)
川崎市	産廃	第1131号	扇島原料化工場 (産廃) (川崎市指令環廃第755号)	平成17年8月31日	施設の種類 : 廃プラスチック類の破碎施設 廃棄物の種類 : 廃プラスチック類 設置場所 : 川崎市川崎区扇島10番
川崎市	産廃	第1198号	扇島原料化工場 (産廃) (川崎市指令環廃第2012号)	平成22年3月31日	施設の種類 : 廃プラスチック類の破碎施設 廃棄物の種類 : 廃プラスチック類、金属くず 設置場所 : 川崎市川崎区扇島10番 処理能力 : 42.0t/日(24時間稼働)、1.75t/時間
川崎市	産廃	第1140号	川崎エコクリーン 工場 (川崎市指令環廃第1477号)	平成16年12月9日	施設の種類 : 汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、 廃プラスチック類の焼却施設、産業廃棄物の焼却施設 廃棄物の種類 : 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、 木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、 ガラスくず、感染性産業廃棄物 設置場所 : 川崎市川崎区扇島5番72、5番73、5番3(扇島6番12号) 処理能力 : 汚泥の焼却施設 196.5t/日(24時間) 廃油の焼却施設 25m ³ /日(24時間) 廃プラスチック類の焼却施設 54.2t/日(24時間) 産業廃棄物の焼却施設 190.4t/日(24時間) (混焼能力は219.9t/日)
川崎市	産廃	第1199号	川崎エコクリーン (川崎市指令環廃第1411号)	平成23年1月11日	施設の種類 : 廃プラスチック類の破碎施設、木くず及びびがれき類の破碎施設、 廃棄物の種類 : 廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、ゴムくず、 金属くず、ガラスくず 設置場所 : 川崎市川崎区扇島5番72、5番73、5番3(扇島6番12号) 処理能力 : 廃プラスチック類の破碎施設 45.6t/日(24時間) 木くず及びびがれき類の破碎施設 79.2t/日(24時間) (混合処理は、59.2t/日)

廃棄物処理施設設置許可

	許可自治体	区分	許可番号	対象施設	許可年月日	施設の概要
30	福山市	産廃	第B00001号	福山製鉄作業所 埋立処分場 (安定型)	平成17年8月1日 (平成元年11月29日)	施設の種類 : 安定型産業廃棄物最終処分場 廃棄物の種類 : 廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず・ コンクリートくず及び陶磁器くず・がれき類 設置場所 : 福山市鋼管町1番地 処理能力 : 埋立地の面積39,917m ² 埋立容量126,555m ³
31	福山市	産廃	第B00002号	福山製鉄作業所 埋立処分場 (管理型)	平成25年7月18日 (平成元年11月29日)	施設の種類 : 管理型産業廃棄物最終処分場 廃棄物の種類 : 燃え殻・汚泥・廃プラスチック類・木くず・金属くず・ガラスくず・ コンクリートくず及び陶磁器くず・鉱さい・ばいじん・がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む) 設置場所 : 福山市鋼管町1番地 処理能力 : 埋立地の面積90,342m ² 埋立容量307,879m ³
32	福山市	産廃	第B00003号	福山製鉄作業所 焼却炉	平成17年8月1日 (昭和47年10月4日)	施設の種類 : 汚泥・廃油・廃プラスチック類・その他の産業廃棄物の焼却施設 廃棄物の種類 : 汚泥・廃油・廃プラスチック類・紙くず・木くず 設置場所 : 福山市鋼管町1番地 処理能力 : 85.2t/日
33	福山市	産廃	第B00004号	福山製鉄作業所 汚泥 脱水施設	平成17年8月1日 (平成元年11月29日)	施設の種類 : 汚泥の脱水施設 廃棄物の種類 : 汚泥 設置場所 : 福山市鋼管町1番地 処理能力 : 288m ³ /日
34	福山市	一廃	第207B001号	福山製鉄作業所 焼却炉 (一廃)	平成17年8月1日 (昭和47年10月4日)	施設の種類 : ごみ処理施設(焼却施設) 廃棄物の種類 : ごみ 設置場所 : 福山市鋼管町1番地 処理能力 : 85.2t/日
35	福山市	産廃	第A00021号	福山RPF工場	平成20年1月23日	施設の種類 : 木くずの破砕施設 廃棄物の種類 : 紙くず・木くず・繊維くず 設置場所 : 福山市箕沖町115番1 処理能力 : 24t/日
36	福山市	産廃	第A00022号	福山RPF工場	平成20年1月23日	施設の種類 : 廃プラスチック類の破砕施設 廃棄物の種類 : 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。) 設置場所 : 福山市箕沖町115番1 処理能力 : 55.2t/日
37	福山市	産廃	第A00033号	福山PMIサイクル工場	平成24年2月27日	施設の種類 : 廃プラスチック類の破砕施設 廃棄物の種類 : 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。) 設置場所 : 福山市箕沖町115番1 処理能力 : 12.0t/日

